刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和７年３月３日

愛知県後期高齢者医療広域連合長　長　坂　尚　登

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第１号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

⑴　愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第９号）第10条

⑵　愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例（平成28年広域連合条例第１号）第10条

⑶　愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和５年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第１号）第54条から第56条まで

⑷　愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第２号）附則第５項及び第６項

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第３号及び第４号並びに第22条第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第23条第５項並びに愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和２年広域連合条例第１号）第11条第１項及び第11条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。